

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

あらゆる悪が飛び散った後、パンドラの箱に残っていたものは「希望」でした。

「未来は遠くにあって出会うものではなく、未来は今ここにあって出会いを待っている」醍醐寺仲田順和管長の言葉です。

今の自分が未来の自分をつくるなら、未来は明るいと信じて前進することです。成功か失敗かの結果より、どんな状況でも希望を失わず、信じている道に向かって懸命に努力している姿こそが成功であり、自分を成長させてくれます。

「今まで歩いてきた道はここに繋がっていたのか」と思える日が必ずやってきます。

私の書棚より

○たいていの人は「私はチャンスに恵まれない」と嘆きます。でもチャンスというのは「準備」と同義語です。何の準備もしていなければ、チャンスを逃してしまう。

○絶対的孤独の時間でなければ、心の声に耳を傾けることはできない。一人で自分と向き合う時間。その時間こそが、自分を見つめ、成功させる力になる。

「人生の授業」
キム・ナンド著 ディスカバー

税務アンテナ

□貸倒損失には「法律上の貸倒れ」、「事実上の貸倒れ」、「形式上の貸倒れ」に区分されます。

「法律上の貸倒れ」は、法律的に切り捨てるため、税務上も損金経理にかかるはず、強制的に損金の額に算入されます。

「形式上の貸倒れ」は、債務者との取引停止後、1年以上経過した場合に、備忘価額を控除した残高を貸倒れとして損金経理したときに認められる特例です。このため、1年以上経過した事業年度で損金経理をしないで、翌事業年度以降に「形式上の貸倒れ」として損金経理をした場合には、利益調整とみなされ、この特例が認められないおそれがあります。

□青色申告書を提出する法人が平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に取得した「機械及び装置」について、取得価額の 30 % 相当額の特別償却又は取得価額の 3 % 相当額の法人税額の特別控除を選択適用することができます。

ただし、適用年度において取得した減価償却資産の取得価額の合計額が次の 2 つの金額を超える場合に適用されます。

- ①適用年度において償却費として損金経理した金額
- ②適用年度の前事業年度において取得した減価償却資産の取得価額の合計額 × 110 %

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

8月の税務スケジュール

10日	○ 7月分の源泉所得税の納付 (休日につき 12 日)
31日	○ 6月決算法人の確定申告
	○ 12月決算法人の中間申告 (予定申告)
	○ 9月、12月、25年4月決算 法人の消費税中間申告
	○個人事業者の 25 年分消費税 等の中間申告 (休日につき 9 月 2 日)

31日	○ 8月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき 30 日)
-----	---

今月の贈る言葉『自分の仕事に自分が驚きたい』 by 布袋寅泰

